

5月号

第116号

毎月30日発行

発行所 石岡市役所  
石岡市大字石岡408番地  
電話(代表)2135番  
(5月1日現在)  
人口と世帯数  
世帯数 7,799世帯  
人口 17,135人  
男女計 18,777人  
35,912人

## 新年度予算

## 総額四億四千百八十万円

昭和三十九年度の予算は、三月定例会で慎重に審議され原案どおり可決されました。ことしの市政方針は、健全均衡財政の方針を堅持しながら、つぎのような投資的事業を重要施設としてとりあげ、市の発展と住民福祉の向上を期しています。  
 ①首都圏衛星都市の指定を受けるための事業の推進と市の発展策の促進  
 ②都市計画街路及び下水路工事事業。  
 ③教育施設の整備事業。  
 ④市営住宅の建設事業。  
 ⑤有線放送の増設事業などその他の道路新設改良事業、産業振興については、国や県の事業策定に基づき、その推進を図る。

このような基本方針により編成された新年度予算の総額は、四億四千八百五十一万五千円で、前年度の当初予算総額にくらべて七千六百九十一万円の増となりました。以下その主な内容についてお知らせします。

依存財源は一億六千八百五十五円で、予算全体の百五十一万五千円で、予算金体の四万一千円で、予算金体の四・七%をしめ、前年当初より二十六・一%の増となつて、登録費三、九四一千円。その他選挙費、統計調査費などがあります。

歳出予算額を経費別にみると、消費的経費が二億三千六百三十万二千円で予算金体の六五・二%、投資的経費は九万三千円で、これを財源別に分けると、自主財源二億四十四万二千円で予算金体の五・三%、前年当初にくらべ一七%の増となつており、そのうち市税収入は一億四千八

## 一般会計

## (歳出)

## 民生費

## 衛生費

## 農林業費

## 教育費

## 労働費

## 消防費

## 環境衛生費

## 其の他の費用

# 地方税法の改正

## 住民負担の軽減合理化を図る

地方税法の一部改正が三月三十日に公布、施行になりました。この改正の趣旨は、地方財政の実状を考慮しつつ住民負担の軽減合理化を図るために市町村民税所得割の不均衡の是正、固定資産税における評価制度の改正に伴う負担の調整、電気ガス税の税率の引下げを行なうほか、中小企業の負担の軽減合理化を図り、住宅建設の促進に貢献するものもありますが、次に法律改正のうちの一般的なものを持てみてみることにした。

### 市税

これらの中には、条例の改正によって決定されることは、年所得一八万円から二〇万円になる。市町村民税の課税方式の改正によって本文方式と但し書方式との二つの方式であつた。

## 昭和三十九年度から農家組合を編成替しましょう

従来の農家組合は、食糧税法に基づく供米制度強化時代のまま引き続き組織運営されておりましたが、現在の農業を取りまちながら、現在の農業の合理化など農業の近代化を促進し、他産業従事者と同様の所得を得、生活の安定を図る必要があります。市におきましても鋭意、時化農法の採用、生産流通機構の合理化など農業の近代化を講じていてあるところですが、このような事業を推進して行くには農家の努力と創